

第5回農業委員会総会（令和7年8月21日） HP用

事務局

（阿久津 正樹）

皆さま、おはようございます。
只今の出席委員は12名で定足数に達しておりますので只今から令和7年度第5回農業委員会総会を開会致します。
では会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

（高久 和司）

皆さん、おはようございます。お米の値段がどんどん上がってるということで、高止まりしているようです。新聞によると、青森県だったかと思いますが、概算金は公表しないというような事で掲載されていました。一般の集荷業者さんと価格競争等あるからだと思いますが、米の価格の高止まりで消費者にとっては大変だと思います。

さて、私たちの任期も2年経ちまして今3年目に入っております。9月になりますと、女性農業委員と女性推進委員の登用についてということで、たて続きに2回ほど会議がありまして、私と磯さん、和知さんは出席するようになっております。現在、あと1年はありますが、栃木県としては40%女性を登用したいという事がありまして、全国1位の女性農業委員の数ではありますが、まだ目標に達していないということで、女性農業委員の登用を勧めています。皆さんの方でも女性農業委員（候補）に心当たりや推進も含めてご配慮いただきたいと思います。来年7月の改選期には女性農業委員、推進委員が増えていけばいいかなと思います。宜しくお願いします。

本日は総会議案も少ないですけれども、慎重な審議をお願いします。以上です。

事務局

（阿久津 正樹）

ありがとうございました。
続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。
前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

（ 憲 章 朗 読 ）

事務局

（阿久津 正樹）

ありがとうございました。着席願います。
ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。

議長

（高久 和司）

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので私よりご指名を致します。

4番・人見浩委員、6番・室井廣美委員の2名をご指名致します。

それではこれより審議に入ります。

それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので、随時調査の報告をお願い致します。

—議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について—

議長	(高久 和司) 議案第1号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」を議題と致します。 事務局より説明願います。
事務局	(内野 つかさ) 2頁をお開き下さい。 議案第1号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願」につきましては、1番の1件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の1番」について、担当委員の平山貴典委員、調査の報告をお願いします。
9	(平山 貴典) 議案第1号番号1についての報告を申し上げます。 (願出人)那須塩原市〇〇 Aさん 湯本〇〇 有限会社 B 代表取締役 Cさん 許可を受けた者の住所・氏名:(譲渡人)那須塩原市〇〇 Dさん (譲受人)湯本〇〇 有限会社 Bさん 代表取締役 Cさん 許可を受けた土地:(所在)高久甲〇〇 (地目・面積)登記:畑 現況:山林 ××m² 許可年月日、指令番号:平成25年12月13日 那農委指令 第××号 取消理由:譲受人は当初、事業用の事務所の建設を計画し農地転用の許可を得たが、近隣住民の理解を得ることが出来ず、建設に至る事が出来ず、計画を断念することとなった。 総合意見: 譲受人は当初事業用の事務所の建設を計画し、農地転用の許可を得たが、近隣住民の理解を得ることが出来ず、建設に至る事ができずに計画を断念していました。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。
12	(高久 和司) 担当委員の意見に同意致します。申請時には多分、同意書を添付して提出があったかと思いますが、その後、願出人と許可を受けた者の名前が違うということで、何かしらのトラブルが生じ、近隣住民の同意が得られなかったという事でございます。やむを得ない申請であると見て参りました。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告、及び調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。
5	(大平 康市) 事務所の建設ということなのですが、近隣住民の理解が得られなかったということは、どのような事務所の建設予定をしていたのでしょうか。

事務局	(加藤 崇介) 最初、Bが受けていた許可が、簡単に事務所と記載させていただいていますが、高齢者を雇用して事務作業をして頂く作業スペースということで、Bの業務をする所と貸事務所としてのスペースもその当時は作ろうとしていたという事で、当時の許可申請書の方には記載がありました。以上です。
議長	(高久 和司) その他ございますか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がありますのでお諮り致します。 「農地法第5条の規定による許可処分取消願の1番」について、取消す事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め1番について取消す事に決定致します。
—議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について—	
議長	(高久 和司) 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 事務局より説明願います。
事務局	(内野 つかさ) 4頁をお開き下さい。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番、2番の2件でございます。 これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について担当委員の平山貴典委員、調査の報告をお願いします。
9	(平山 貴典) 議案第2号番号1についての報告を申し上げます。 (譲渡人) 那須塩原市〇〇 Eさん (譲受人) 高久甲〇〇 Fさん 土地の所在・地目・面積は記載の通りです。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)現在まで耕作管理している譲受人に譲り渡す
(譲受人)現在まで耕作管理していた農地を譲り受ける
贈与による所有権移転
取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見: 当該地は過去に互いの耕作地を整理するために交換していましたが、登記をしていなかったため今回整理する事になりました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の薄井久志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

3 (薄井 久志)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番について担当委員の室井廣美委員、調査の報告をお願いします。

6 (室井 廣美)

議案第2号番号2についての報告を申し上げます。

(賃貸人) 寺子丙〇〇 Gさん

(賃借人) 寺子丙〇〇 Hさん

土地の所在・地目・面積は記載の通りです。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)自身で耕作が出来ないため

(譲受人)経営規模拡大のため

賃借権の設定 年間 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見: 申請地は令和元年頃まで他の人が耕作していましたが、その後、耕作放棄地となりました。

譲受人の自宅から近くまた、規模拡大のためということで、耕作放棄地の解消ということでもあり
好ましい申請と見て参りました。田んぼにはなっていますが、今年は間に合わなかった為、耕作
は来年からということでした。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

1 (磯 由起子)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

—議案第3号 非農地証明願について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第3号「非農地証明願」についてを議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (内野 つかさ)

5頁をお開き下さい。

議案第3号「非農地証明願について」は1番、2番の2件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「非農地証明願」の1番について、担当委員の平山貴典委員、調査の報告をお願いします。

9 (平山 貴典)

議案第3号番号1について、調査報告を致します。

(願出人)湯本〇〇 有限会社 B 代表取締役 Cさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:有限会社 B

利用状況:平成10年頃から耕作されておらず、現在に至る

総合意見: 先ほどの事務所の件と場所は同じです。当該地は平成10年頃から耕作されておらず、山林化し、まさしく非農地として確認しました。以上です。

議長	(高久 和司) 調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
1	(磯 由起子) 担当委員の意見に同意致します。この土地は竹藪になっておりまして、まさに非農地であると見て参りました。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
4	(人見 浩) 最初の案件で平成25年に農地転用の許可を得たという事で、それが取消になった(議案第1豪番号1)ということで、再度今回また申請し直しという形なのですか。
事務局	(加藤 崇介) その通りです。実際には、平成25年に出した許可書をもって(有)Bは、所有権移転は既に済ませていますので、あとはその許可書をもって地目変更の登記まで出来るものなので、今回の申請は不要なくらいだったのですが、現地を転用できていないという事実がありますので、しっかり許可の取消をして、非農地証明を取ってから地目変更をするという正しい手順を踏む為に、今回、同時に二つの申請をして頂いたという運びになっています。ですので、全く手続き上は問題のない手順になっております。
議長	(高久 和司) その他ございますか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、1番について証明することに決定致します。 次に2番について担当委員の和知伸子委員、調査の報告をお願いします。
2	(和知 伸子) 議案第3号番号2について、調査報告を致します。 (願出人)沼野井〇〇 Iさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:Jさん(申請者の甥) 利用状況:昭和54年に宅地の一部と化し、耕作なくなり、現在に至る

	総合意見： 申請地は〇〇地区でございます。昭和54年に居住の建物を建築し、本件の土地は建物の一部となり、以後営農はされておらず現在に至っております。 まさしく非農地として確認して参りました。以上報告致します。
議長	(高久 和司) 調査委員の薄井久志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
3	(薄井 久志) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、2番について証明することに決定致します。
5	(大平 康市) 質問ではないのですが参考までにお尋ねしたい事があります。よろしいでしょうか。 採決された案件に対して、1番の件なのですが、今改めて見直しましたら2頁で申請されている時は(有)Bが所有者ではなく譲渡人がDさんで、今回の申請は所有者が(有)Bになっています。この譲渡人と所有者の位置関係はどのようになっているのですか。
事務局	(加藤 崇介) 先ほど人見委員からの質問があった際に申し上げたのですが、平成25年の許可書をもって(有)Bは自分の名義に変更した上で地目変更まで出来る段階まで進んではいたのですが、その当時に名義の変更だけはしていたもので、今現在は所有者が(有)Bに切り替わっている状態です。平成25年の取消案件に関しては、申請時点では、今は亡くなられているのですがAさんでした。AさんとDさんは親子でAさんが父親です。父親名義だったものを(有)Bに譲り渡して転用しますという申請を受けていたもので、この時許可が出ましたので既に名義は変更されていました。今回、許可を受けた当時は譲渡人がDさんになっていますが、現時点では完全に登記上の名義も(有)Bという法人の名義になっていますので、非農地証明願の方では所有者が(有)Bという法人名義になっているという状況です。登記がそこだけが変わってしまっているという現状がありますが、食い違っていないです。正しい登記の状況を反映した議案書(申請)になっております。
5	(大平 康市)

	ただ、疑問に思いますのが、農地転用が許可されたという事で名義変更がなされたけれども、事務所の設置は、近隣住民の同意が得られず取消を願い出た。この経緯に少し違和を感じます。近隣住民が果たして事務所の建設に反対したのかも定かではありません。ですが、この総会に同時に申請を提出するという事は疑問に思いましたので、再確認をさせて頂きたいと思いました。 法的に問題が無いのであれば、ここに出す必要もないのですよね。そのような案件を我々に審議させるというのも疑問です。少し説明不足だと思います。
事務局	(加藤 崇介) 失礼しました。 その(有)Bの意見としては、現況を変えていないにもかかわらず、地目変更、竹藪である現状の場所を事務所にする予定だったので、本当は宅地として登記したかったのですが、現に宅地ではないのに、宅地の許可書をもって登記するのはいかがなものかということでした。(有)Bとしては、しっかりとした不動産登記法に基づいた今回の申請でしたので、審議させていただきますという事で受けました。 農業委員会事務局としては、農地法に違反した案件ではないので、(申請を)受けざるを得ない立場でありますので、審議させていただくということでお受けしました。
5	(大平 康市) こういった案件(疑問を抱く委員が存在する)は、審議の状況(質疑等)をきちんと議事録に残して、後に何か発生した際には、審議内容を確認出来るようにしておいて頂きたい。農業委員会が、ただ暗黙の了解で意義なしとして通った案件ではないということの記録をしっかりと残して頂きたいと思います。
事務局	(加藤 崇介) 承知いたしました。
議長	(高久 和司) その他ございますか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) これを持ちまして全議案の審議が終了致しましたので、令和7年度第5回農業委員会総会を閉会いたします。